水害・土砂災害に備えて

国土交通省　中部地方整備局
三重県　県土整備部

目次

1．要配慮者利用施設における浸水等被害の事例及び説明会の背景と目的

2．要配慮者利用施設において求められる対応
　1）リスクの把握について
　　①水害リスクの把握
　　②土砂災害リスクの把握
　2）情報の把握について
　　①避難情報
　　②河川水位
　　③土砂災害警戒情報
　　④情報の入手方法等
　3）避難確保計画等の作成について
　　①避難確保計画作成の手引き
　　②土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設等管理者による避難計画の策定

3．国土交通省によるサポート体制

　参考：水防法における位置づけ

1. 要配慮者利用施設における浸水等被害の事例及び説明会の背景と目的

要配慮者利用施設の被害事例（1）

国土交通省

○ 平成28年8月　岩手県岩泉町の小本川と支川清水川において、溢水、越水、決壊により広範囲で浸水が発生。
○ これまでに、浸水面積242ha、床上浸水118戸、床下浸水39戸の甚大な浸水被害が生じるとともに、小本川沿川の高齢者福祉施設では、9名の死亡が確認された。

流木堆積状況

浸水解消後の流木等散乱状況

流入した土砂による車の埋没状況

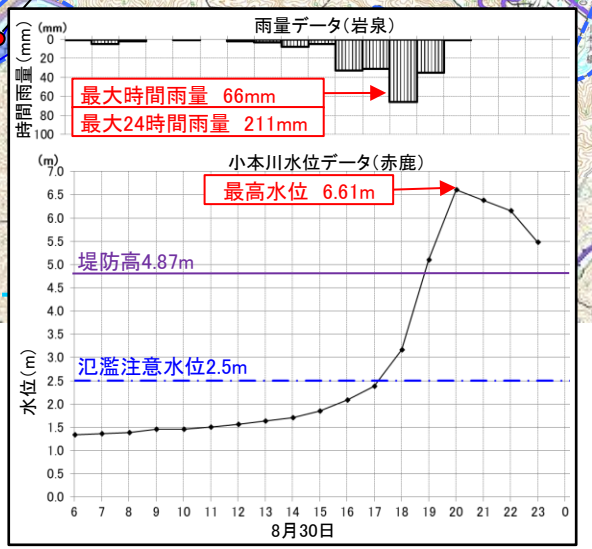

道路上に堆積した土砂、塵芥の撤去状況

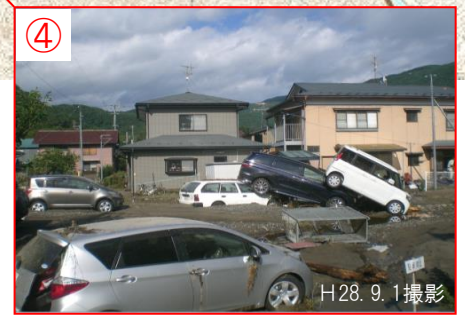

浸水解消後の車の散乱状況

要配慮者利用施設の被害事例 （1）

当時の施設の対応状況（報道資料より）

- 施設の事務局長は「避難準備情報」が発令されたことをテレビで見ていたが、高齢者や身障者等、避難に時間がかかる人たちが避難を始めるべき情報と認識しておらず避難を開始しなかった
- 小本川は「水かさを増していた」が、雨脚は「傘をささないぐらいとなっていた」ため、余裕があると思った
- 施設では火災を想定した避難マニュアルを作り、訓練もしていたが、水害を想定したものはなかった

要配慮者利用施設の被害事例 （2）

平成22年10月の奄美豪雨災害により、
鹿児島県奄美市内のグループホームが浸水

施設の職員2名が懸命な救出活動を行ったものの、
入居者9名のうち、2名が死亡

グループホーム　わだつみ苑の浸水状況
（平成22年10月奄美豪雨）
〔出典:奄美市資料〕

平成23年9月の台風で、和歌山県古座川町の古座川が氾濫、町内全戸の約4割が浸水

特別養護老人ホーム「古座川園」が浸水し、入所者などが近隣の施設に一時避難

古座川園の被害状況
〔出典：古座川町資料〕

要配慮者利用施設の被害事例（3）

全国の土砂災害の発生状況

国土交通省

平成28年9月30日現在
土砂災害発生件数
1,394件
（土石流等：376件
地すべり　：　43件
がけ崩れ：975件）

【被害状況】
人的被害：死　者　18 名
行方不明者　0 名
負傷者　13 名
人家被害：全　壊　37 戸
半　壊　32 戸
一部損壊　191 戸
※台風10号による被害状況は確認中

8/30 土石流等 岩手県下閉伊郡岩泉町（しもへいぐんいわいずみちょう）

4/16 土石流等 熊本県阿蘇郡南阿蘇村（あそぐん　みなみあそむら）

8/30 がけ崩れ 岩手県下閉伊郡岩泉町（しもへいぐんいわいずみちょう）

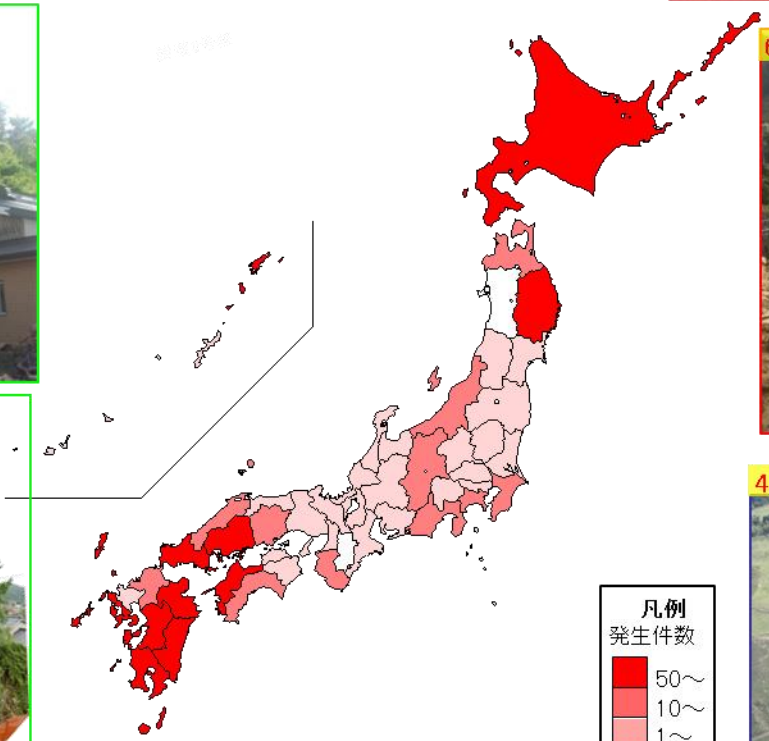

6/23 土石流等 岡山県笠岡市神島（かさおかし　こうのしま）

7/3 がけ崩れ 島根県江津市黒松町（ごうつし　くろまつちょう）

4/16 地すべり 熊本県阿蘇郡南阿蘇村（あそぐん　みなみあそむら）

説明会の背景と目的

■計画策定が進んでいない背景

○ どの程度、水害・土砂災害リスクがあるのかが分からない
○ 災害時の避難に必要な情報の入手先が分からない
○ 避難のタイミングが分からない　　等

水害・土砂災害に関する避難計画の策定は全国的に不十分！

国土交通省では、厚生労働省及び都道府県・政令市と連携し、全国の要配慮者利用施設の管理者に対して水害・土砂災害に関する理解を深めていただくための説明会を開催

○ 水害・土砂災害に対するリスクの把握の仕方、避難に必要な情報等の解説と入手方法等の紹介
○ 水害・土砂災害を対象とした避難計画等の追加

２．要配慮者利用施設において求められる対応

１）リスクの把握について

①水害リスクの把握

洪水ハザードマップとは

洪水ハザードマップは、大雨により洪水となった場合の浸水予測結果（洪水浸水想定区域図）に基づいて、流域で予想される浸水範囲とその程度や、各地域の避難所等を示したものです。

○（例）江戸川区の洪水ハザードマップ

＜浸水想定区域＞

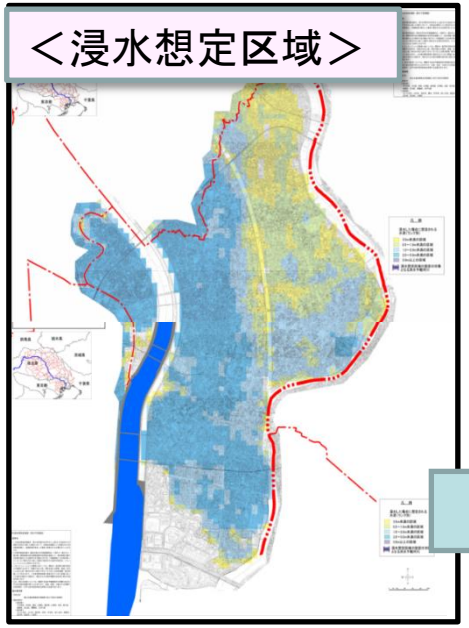

＜ハザードマップ＞

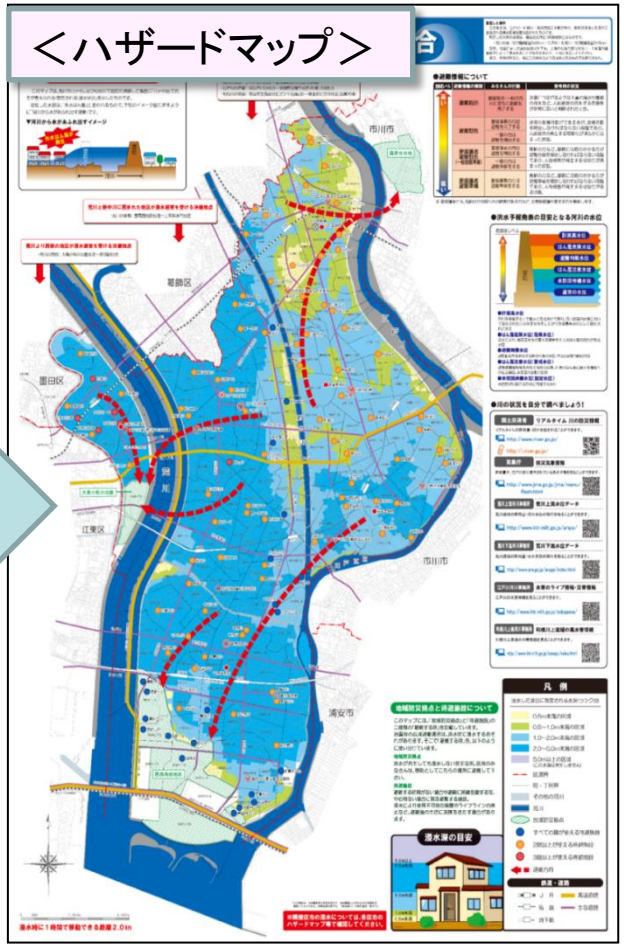

洪水ハザードマップは、市町が作成し公表します

- 避難所等の名称と所在地
- 洪水浸水深
- 避難情報等の伝達経路
- 避難開始の基準
- 避難所、行政機関等の連絡先

等を記載

ハザードマップ等と避難行動

- 水害で避難勧告等の対象となる区域は、洪水ハザードマップ（各河川の洪水浸水想定区域）を基本
- 災害が切迫した状況では、以下も避難行動として周知
  - 「緊急的な待避場所」への避難（近隣のより安全な場所、より安全な建物等）
  - 「屋内での安全確保措置」（屋内のより安全な場所への移動）
- 早期に避難箇所への避難が必要な災害の事象
  - 比較的大きな河川において、堤防から水があふれたり（越流）、堤防が決壊したりした場合に、氾濫した水の流れが直接家屋の流出をもたらす場合
  - 山間部等の川の流れが速いところで、洪水により川岸が侵食されるか、氾濫した水の流れにより、川岸の家屋の流出をもたらす場合
  - 氾濫した水の深さが深く、平屋の建物で床上まで浸水するか、2階建て以上の建物で浸水の深さが最上階の床の高さを上回ることにより、屋内での安全確保措置では身体に危険が及ぶ可能性がある場合
  - 地下、半地下に氾濫した水が流入する場合
  - ゼロメートル地帯のように浸水が長期間継続する場合

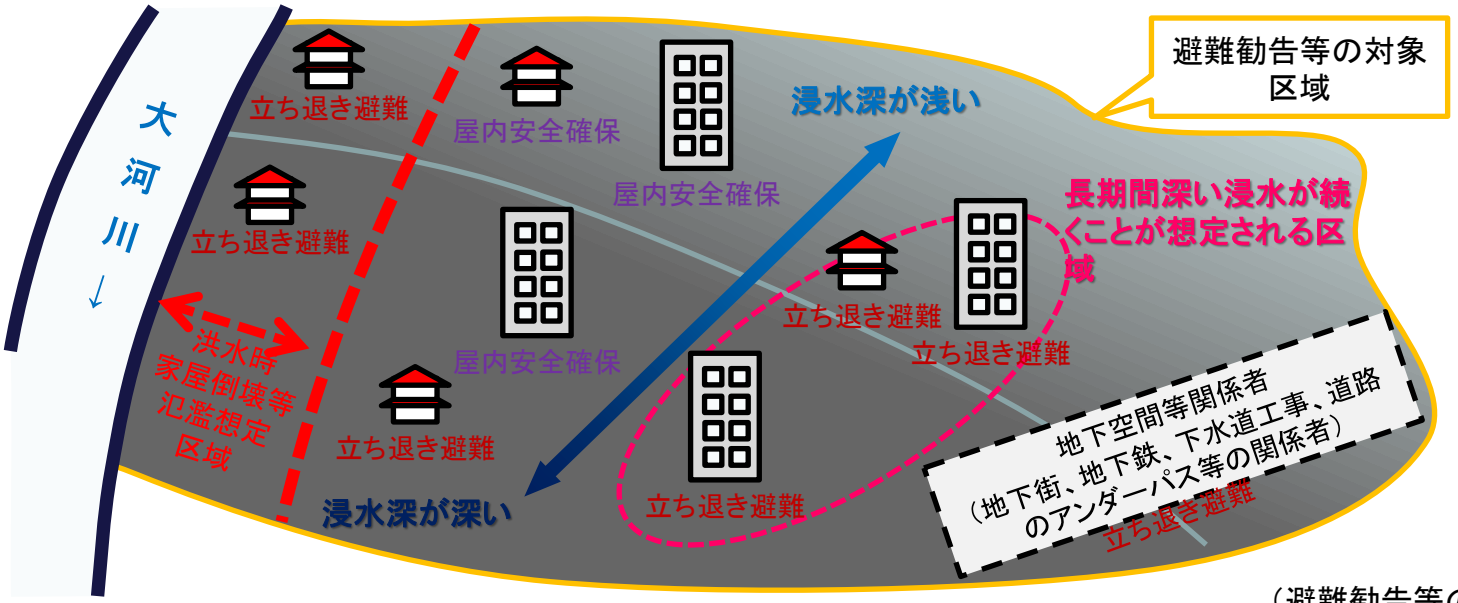

図1　河川において避難勧告等の対象とする区域と避難行動

（避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインより）

1）リスクの把握について
②土砂災害リスクの把握

土砂災害の種類

国土交通省

[土砂災害]
①背後等に急傾斜地（がけ）があり、降雨により崩壊し、被害のおそれがある場合
②土石流が発生し、被害のおそれがある場合
③地すべりが発生し、被害のおそれがある場合

がけ崩れ

広島県提供

土石流

地すべり

土砂災害の特徴と避難行動

土砂災害の特徴

- ○局所的に被害が発生
- ○降雨を起因として発生し、突発的に被害が発生
- ○土砂と石礫が高速で移動するため、家屋の破壊を生じ、人的被害が発生しやすい→土砂災害は、屋内の犠牲者が多い災害
- ○斜面があればどこでも起こる可能性がある
- ○地形そのものが変化

避難行動に関する特徴

- ○目視による確認が比較的困難であるため、危険性を認識しにくい
- ○降雨や地形、地質等の複数の要因が影響するため、精度の高い発生予測が困難

避難行動のポイント

地震、豪雨、火山活動などが発生している時には、
危険が予想される場所から、
より安全性の高い場所へ移動することが重要

できる限り事前に明確しておくこと

①災害ごとに危険な場所の確認（Where）
②どのようなタイミングで避難行動をとるべきか（When）
③どのような避難行動をとれば良いか（How）

土砂災害の恐れのある場所

急傾斜地の崩壊

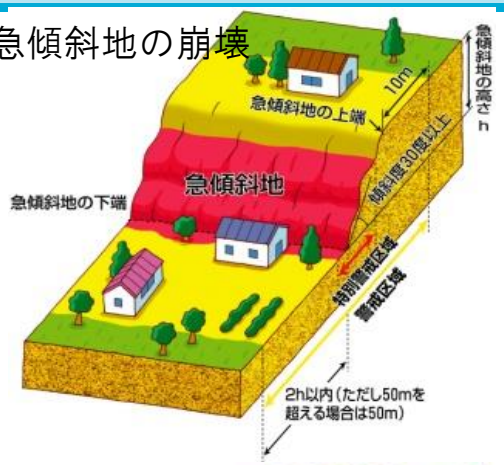

土石流

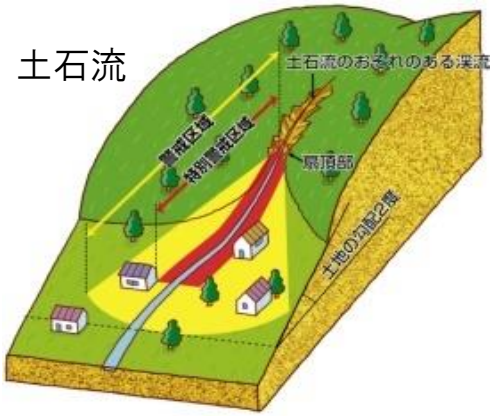

地すべり

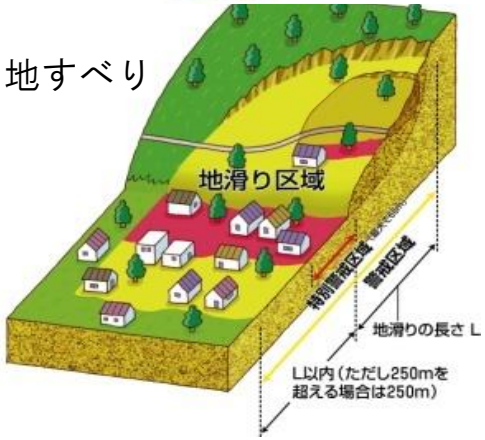

土砂災害危険箇所

基礎調査の実施

土砂災害警戒区域

○土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがある区域を指定

●情報伝達・警戒避難体制の整備【市町村等】
市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報収集・伝達等その他警戒避難体制に関する事項について定める。

●ハザードマップの配布【市町村等】
警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、避難地や情報伝達手段等を記載したハザードマップなどの配布等必要な措置を講じる。

土砂災害特別警戒区域

○土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域を指定

●特定開発行為に対する許可制【都道府県】
住宅宅地分譲や社会福祉施設、学校、医療施設の建築のための行為は、基準に従ったものに限って許可される。

●建築物の構造規制【都道府県または市町村】
居室を有する建築物は、安全性を確保できる構造となっているかどうか、建築確認がされる。

●建築物の移転等の勧告【都道府県】
住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれが大きいと認めるときは、建築物の所有者等に対し、移転等の勧告の制度がある。

土砂災害の恐れのある場所を知る（ハザードマップ）

国土交通省

ハザードマップには、次の内容が記載されています。

①土砂災害に関する情報の伝達方法

②急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

③その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項

土砂災害ハザードマップの例

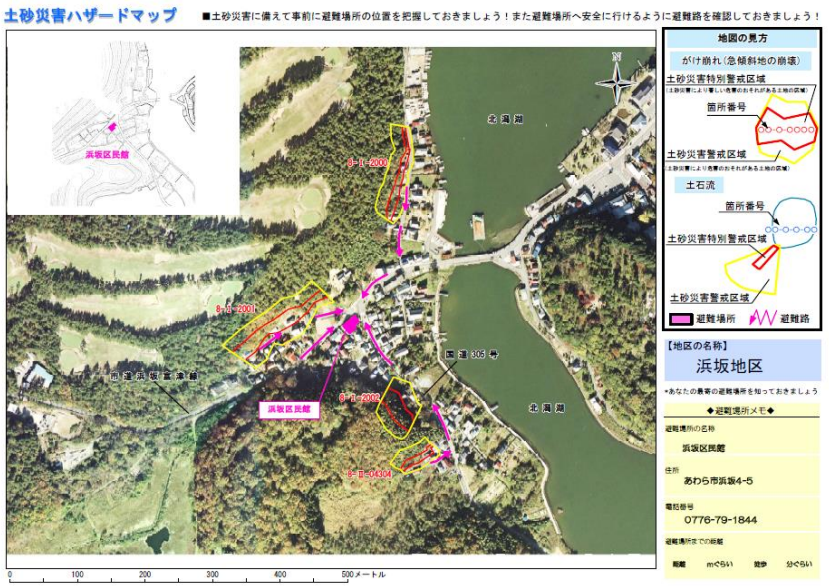

避難場所の種類について

◯指定緊急避難場所（※市町が指定）

災害の危険から命を守るために緊急的に避難をする場所

※土砂災害、洪水、津波、地震等のハザード別に指定されているので土砂災害に対応した指定緊急避難所のご活用に留意願います。

◯指定避難所（※市町が指定）

災害の危険に伴い避難をしてきた人々が一定期間滞在する場所

避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（内閣府（防災担当）：平成27年8月）
URL：http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/index.html

２）情報の把握について
①避難情報

避難情報

- 避難情報には、以下のものがあります。
- 要配慮者利用施設では、自力避難が困難な方の利用も多く、避難に時間を要することから、「**避難準備・高齢者等避難開始**」が発令されたら、避難を開始することが必要です。

避難勧告や避難指示（緊急）を発令することが予想される場合

避難準備・高齢者等避難開始

□いつでも避難ができるよう準備をしましょう。身の危険を感じる人は、避難を開始しましょう。

□**避難に時間を要する人（ご高齢の方、障害のある方、乳幼児をお連れの方等）**は避難を開始しましょう。

災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった場合

避難勧告

□**避難場所**へ避難をしましょう。

□**地下空間にいる人**は、速やかに安全な場所に避難をしましょう。

災害が発生するなど状況がさらに悪化し、人的被害の危険性が非常に高まった場合

避難指示（緊急）

□まだ避難していない場合は、**直ちに**その場から避難をしましょう。

□**外出することでかえって命に危険が及ぶような状況**では、自宅内のより安全な場所に避難をしましょう。

避難準備情報 ⇒「避難準備・高齢者等避難開始」
避難指示　⇒「避難指示（緊急）」 に変更されました！

内閣府ホームページより一部加工

2）情報の把握について
②河川水位

水位観測所における水位

国土交通省

- 主要な河川では、水位観測所で観測された水位を提供しています。
- 基準となる水位観測所（以下、基準水位観測所という）では、観測所毎に、災害発生の危険度に応じた水位が設定されています。

レベル	水　位	基準水位観測所における水位の意味 （危険な箇所で設定した以下の水位を、水位観測所地点の水位に置き換えて設定）
5	氾濫の発生	
4（危険）	氾濫危険水位 （特別警戒水位）	【氾濫危険水位】（特別警戒水位） ・市町村長の**避難勧告**等の発令判断の目安 ・住民の避難判断の参考になる水位 （水位設定の考え方） 計画高水位若しくは、避難のリードタイムから設定される水位のいずれか低い水位
3（警戒）	避難判断水位	【避難判断水位】 ・市町村長の**避難準備・高齢者等避難開始**　等の発令判断の目安 **・災害時要配慮者の早期避難の目安** ・住民の氾濫に関する情報への注意喚起
2（注意）	氾濫注意水位 （警戒水位）	【氾濫注意水位】 ・水防団の出動の目安
1	水防団待機水位	

洪水予報や水位到達情報の発表のタイミング

国土交通省

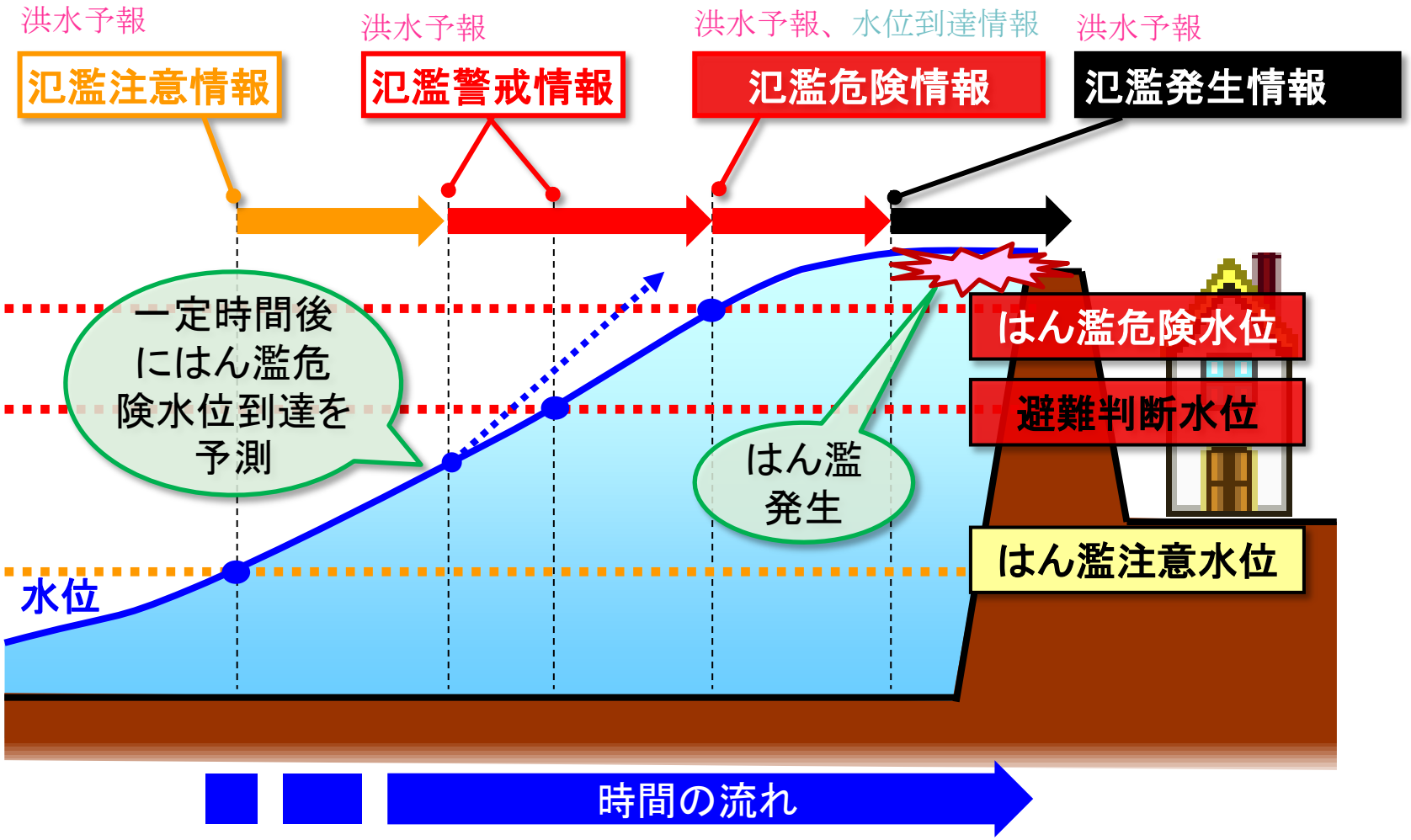

2）情報の把握について
③土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、降雨による土砂災害の危険が高まった時に市町村長が警戒避難勧告等を発令する際の判断を支援するため、都道府県と気象庁が共同で発表している情報。

土砂災害警戒情報の発表例

土砂災害警戒情報のテレビでの表示例

土砂災害警戒情報のしくみ

都道府県と気象台は、土砂災害警戒情報の発表基準を、過去の土砂災害発生・非発生時の雨量データをもとに、地域ごとに設定。

設定に当たっては、地中にたくさんの雨が貯まったところに強い雨が降ると、土砂災害は、発生しやすくなるという特徴を考慮されている。

気象庁の解析雨量等をリアルタイムで監視し、避難に必要な時間を考慮して、2、3時間後に発表基準線を超えると予想される場合に、土砂災害警戒情報を発表。

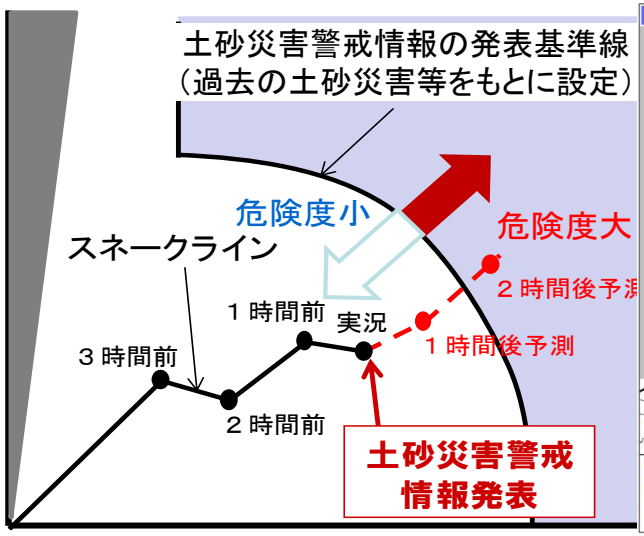

土壌雨量指数（長期降雨指標）

土砂災害警戒情報の発表基準

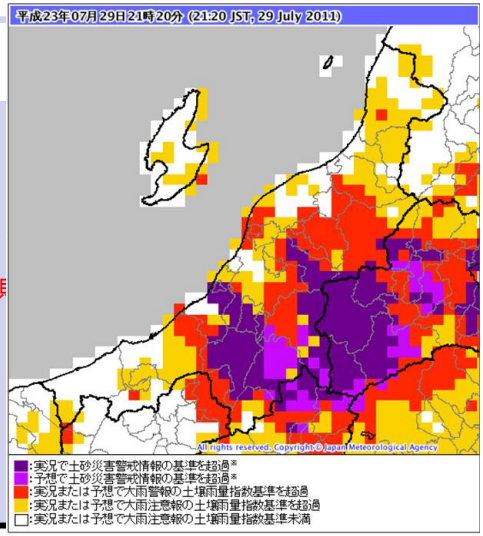

土砂災害警戒判定メッシュ情報

http://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/

気象警報と避難勧告等の発表のタイミング

国土交通省

時間	土砂災害警戒情報 ・気象警報　等	避難勧告等	（判断基準の設定の一例）

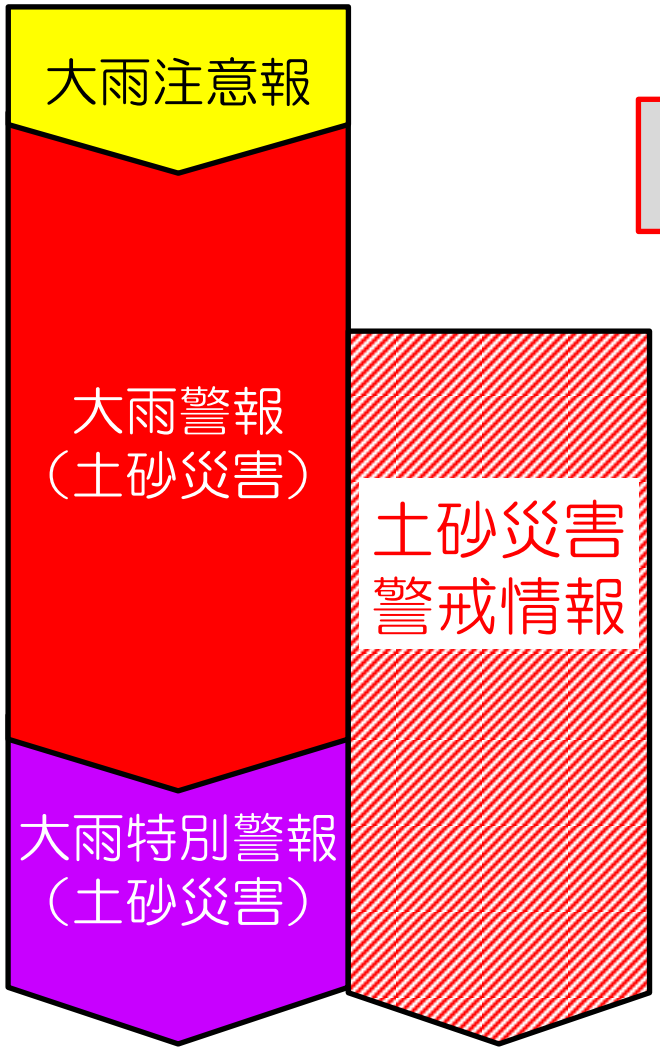

避難準備・高齢者等避難開始

「**大雨警報**」発表　かつ　土砂災害に関する**メッシュ情報**の「実況または予想で**大雨警報の基準に到達**」　等

避難勧告

土砂災害警戒情報が発表　等

※「土砂災害警戒情報が発表された場合は、市町村長は直ちに避難勧告等を発令することを基本とする。」
（土砂災害防止対策基本指針（平成27年1月）より抜粋）

避難指示（緊急）

「**土砂災害警戒情報**」発表　かつ　土砂災害に関する**メッシュ情報**の「**実況で土砂災害警戒情報の基準に到達**」　等

※避難勧告等の判断基準設定の一例は、内閣府　避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（平成27年8月）を基に作成

避難情報と求められる行動

国土交通省

	立ち退き避難が必要な住民等に求める行動
避難準備・高齢者避難開始	・（災害時）**要配慮者は、立ち退き避難する**。 ・立ち退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、他の水災害と比較して突発性が高く予測が困難な土砂災害については、避難準備が整い次第、土砂災害に対応した開設済みの指定緊急避難場所へ立ち退き避難することが強く望まれる。
避難勧告	・予想される**災害に対応した指定緊急避難場所へ立ち退き避難する**。 ・指定緊急避難場所への**立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「緊急的な待避場所」**（近隣のより安全な場所、より安全な建物等）**への避難や**、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、**「屋内での安全確保措置」**（屋内のより安全な場所への移動）**をとる**。
避難指示（緊急）	・避難の準備判断の遅れ等により、立ち退き避難を躊躇していた場合は、**直ちに立ち退き避難する**。 ・指定緊急避難場所への**立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には**、近隣のより安全な建物等への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、**屋内でもより安全な場所へ移動する安全確保措置をとる**。

避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（内閣府（防災担当）：平成27年8月）
URL：http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/index.html

外出の危険度に応じた避難場所

国土交通省

ここへの早めの避難が原則

○「指定緊急避難場所」（※市町村が指定）
- 災害の危険から命を守るために緊急的に避難をする場所
- 土砂災害、洪水等のハザード別に異なることに注意

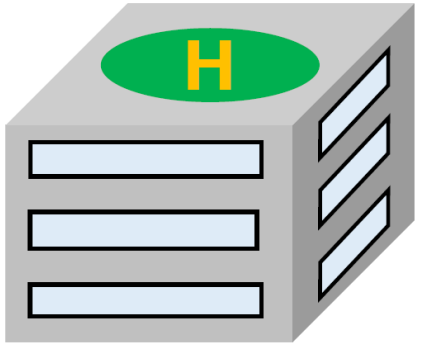

大雨等により指定緊急避難場所までの移動が危険な状況では

○「緊急的な待避場所」
- 自らの判断で「近隣の堅牢な建物」（近隣の鉄筋コンクリート造の建物等）に緊急的に待避することもあり得る
- そのため平時から適切な待避場所を確保しておくことが必要

近隣の鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造の建物

外出すら危険な状況では

○「屋内における安全確保」（垂直避難）
- 自宅内の上層階で山からできるだけ離れた部屋等に移動

総合的な土砂災害対策の推進について（報告）参考資料
（中央防災会議 総合的な土砂災害検討ワーキンググループ：平成27年6月）
URL：http://www.bousai.go.jp/fusuigai/dosyaworking/index.html

２）情報の把握について
④情報の入手方法等

河川情報の入手方法① ～「地デジによる河川情報の提供」のご紹介～

国土交通省

○ＮＨＫ等の地上デジタル放送（データ放送）にて河川水位・雨量情報を入手できます。
○自治体から発表される避難情報とあわせて、早めの行動にお役立てください。

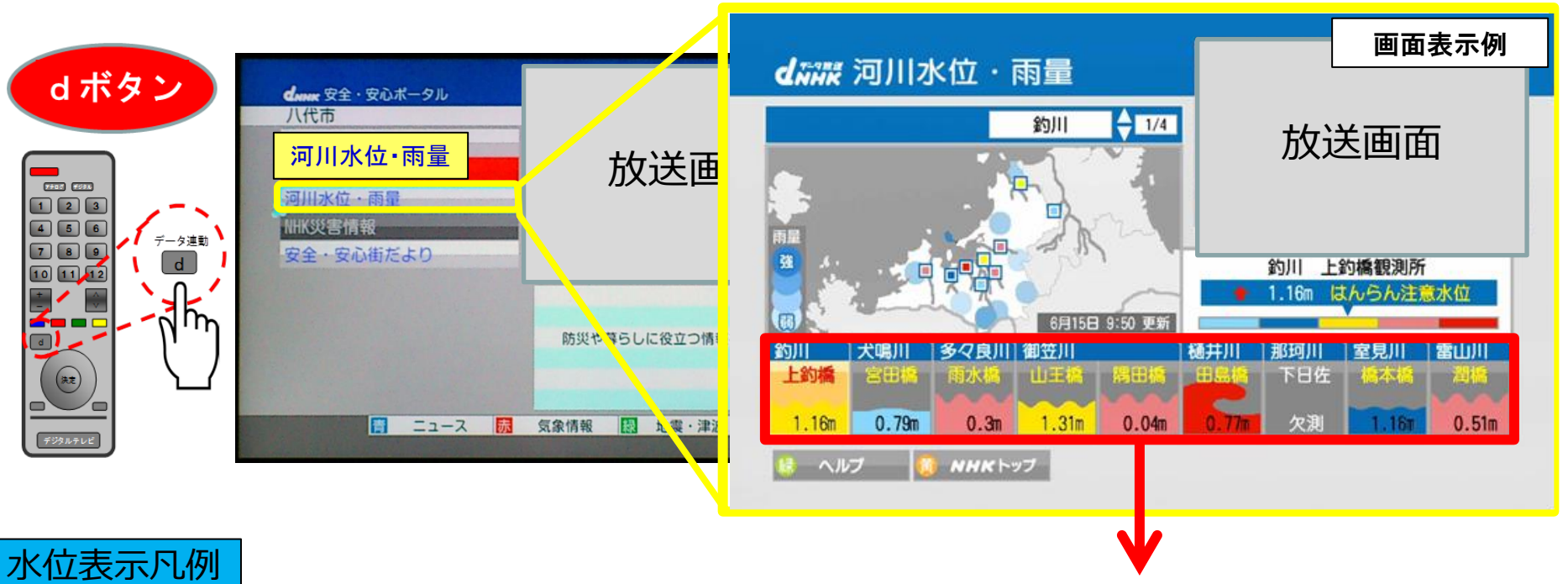

水位表示凡例

水防団待機水位	：水防団が待機する目安となる水位
はん濫注意水位	：水防団が出動する目安となる水位
避難判断水位	：避難準備情報の目安となる水位
はん濫危険水位	：避難勧告発令の目安となる水位

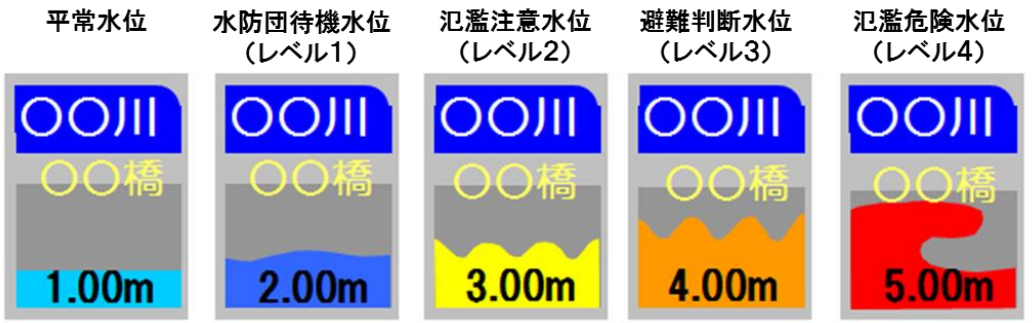

河川情報の入手方法② ～「川の防災情報」サイトのご紹介～

国土交通省

「川の防災情報」（パソコン、スマホ、携帯）で、洪水予報等の情報を入手することができます。

トップ画面

メニュー表示

レーダ雨量

雨量強度と雨域の移動の把握が可能

洪水予報等

河川（国管理）における洪水予報等の発表状況を表示

（都道府県管理河川については、「リンク」メニューから各都道府県の河川情報が閲覧可能）

【洪水予報文】
○川の○○水位観測所（○○市）では、○日○時00分頃に、はん濫危険水位（レベル４）に到達しました。川沿いの○○市のうち、堤防の無い、または堤防の低い箇所などではは濫するおそれがありますので、各自安全確保を図るとともに、市町村からの避難情報に注意して下さい。

水位情報

選択した観測所の現在の河川水位と基準水位との関係を表示

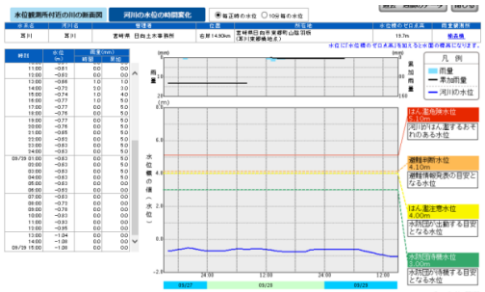

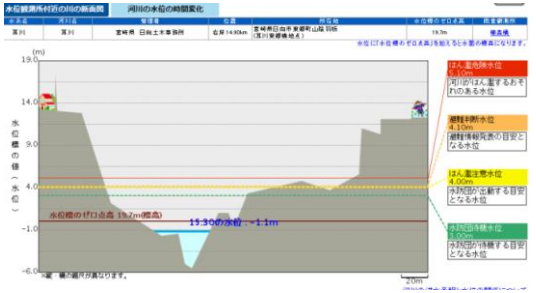

<川の防災情報URL>

【PC】 http://www.river.go.jp/
【ｽﾏﾎ】 http://www.river.go.jp/s/
【携帯】 http://i.river.go.jp/

スマホ版
QRコード

「川の防災情報」水位観測所付近の川の断面図

国土交通省

- 水位観測所における水位は、ホームページでも閲覧できます。
- 観測所付近の川の断面と、観測された水位（m）が表示されます。

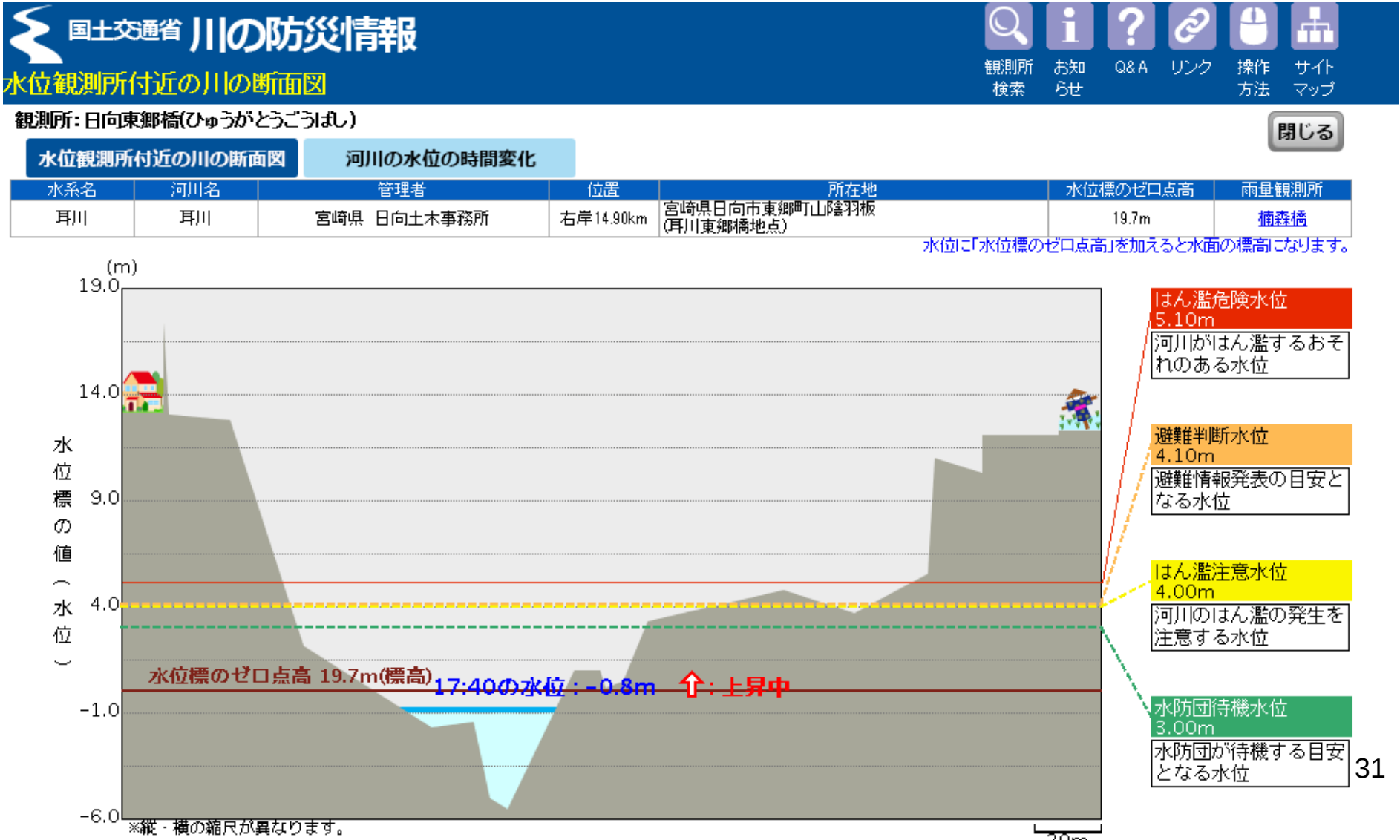

「川の防災情報」河川の水位の時間変化

国土交通省

基準水位観測所の水位を確認することで、河川がその時点で洪水の危険度レベルのどの段階にあるのかを知ることができます。

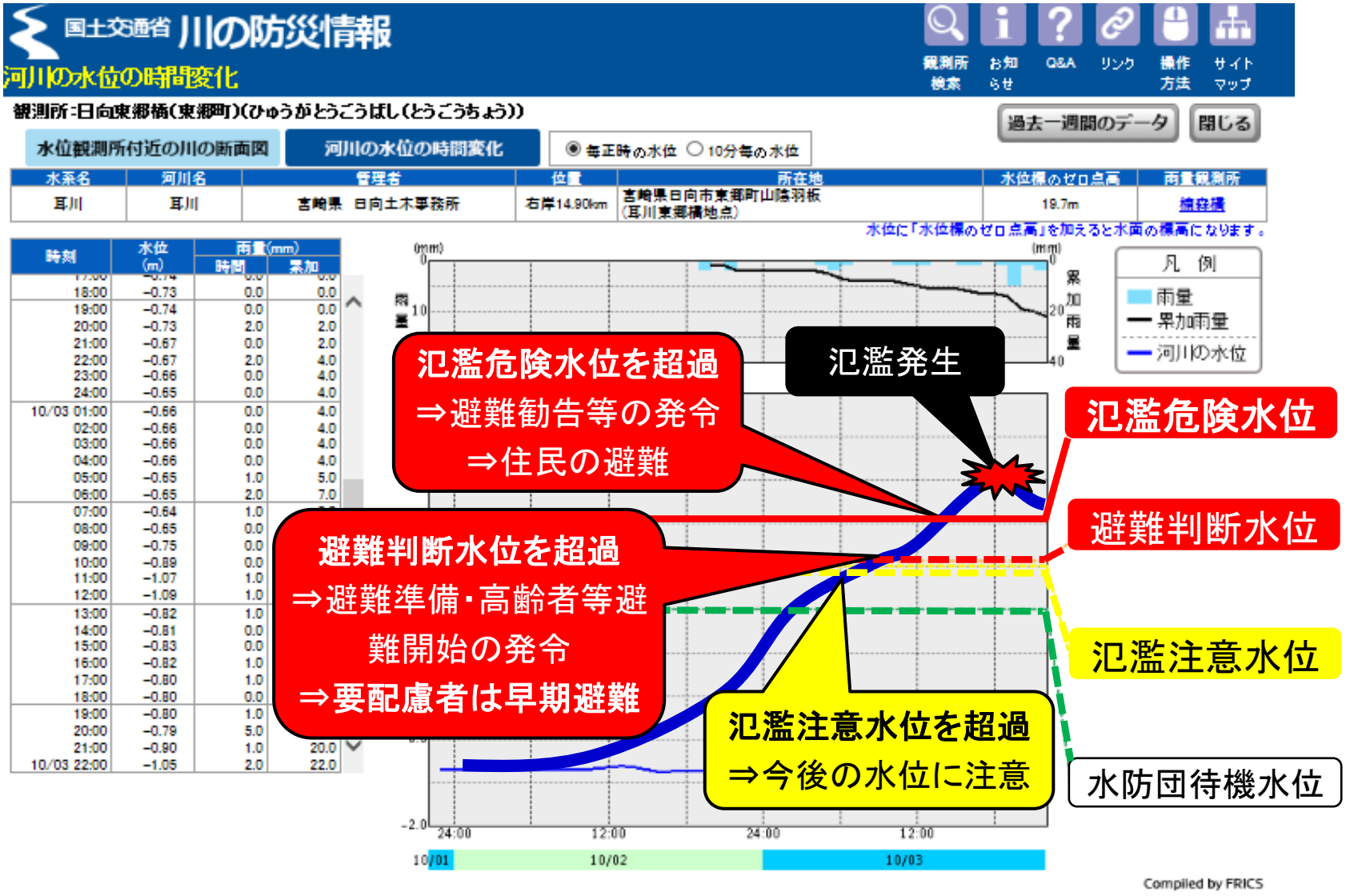

時刻	水位 (m)	雨量(mm) 時間	雨量(mm) 累加
18:00	−0.73	0.0	0.0
19:00	−0.74	0.0	0.0
20:00	−0.73	2.0	2.0
21:00	−0.67	0.0	2.0
22:00	−0.67	2.0	4.0
23:00	−0.66	0.0	4.0
24:00	−0.65	0.0	4.0
10/03 01:00	−0.66	0.0	4.0
02:00	−0.66	0.0	4.0
03:00	−0.66	0.0	4.0
04:00	−0.66	0.0	4.0
05:00	−0.65	1.0	5.0
06:00	−0.65	2.0	7.0
07:00	−0.64	1.0	
08:00	−0.65	0.0	
09:00	−0.75	0.0	
10:00	−0.89	0.0	
11:00	−1.07	1.0	
12:00	−1.09	1.0	
13:00	−0.82	1.0	
14:00	−0.81	0.0	
15:00	−0.83	0.0	
16:00	−0.82	1.0	
17:00	−0.80	1.0	
18:00	−0.80	0.0	
19:00	−0.80	1.0	
20:00	−0.79	5.0	
21:00	−0.90	1.0	20.0
10/03 22:00	−1.05	2.0	22.0

Compiled by FRICS

国土交通省ハザードマップポータルサイト

国土交通省

- 災害時の避難や、事前の防災対策に役立つ情報を公開しています。
- 全国の防災情報を1つの地図上で重ねて閲覧可能に。

大雨が降ったとき
・どこが浸水するおそれがあるか？
・どこで土砂災害の危険があるのか？
・どこの道路が通行止めになりやすいのか?

地震のとき
・どこが揺れやすいのか？
・活断層はどこにあるのか？
・大規模な盛土造成地はどこなのか？

重ねるハザードマップ

様々な防災に役立つ情報を、全国どこでも1つの地図上で重ねて閲覧できます。

1つの地図に重ね合わせて閲覧

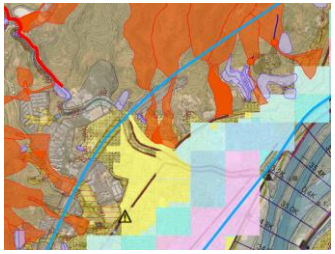

わがまちハザードマップ

全国の市町村のハザードマップを閲覧することができます。

東京都千代田区洪水ハザードマップ

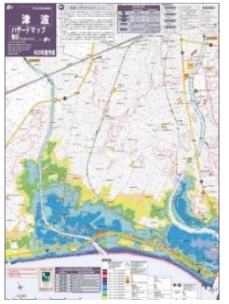

藤沢市津波ハザードマップ

このような防災に関する様々な情報が分かるので、避難計画・防災対策に役立ちます。

避難ルートの検討

浸水対策の検討

耐震対策の検討

液状化対策の検討

今いる場所の災害危険度わかります

国土交通省ハザードマップポータルサイト　http://disaportal.gsi.go.jp/

ハザードマップ　検索

河川情報等の入手方法 ～三重県HP「防災みえ.jp」のご紹介～

三重県

三重県のホームページ「防災みえ.jp」では、気象に関する情報、雨量・水位情報をリアルタイムで提供しているほか、台風や豪雨等の際には、被害状況、市町における避難に関する情報、避難所開設状況など、地域の方が防災行動につなげることができるような情報を提供しています。

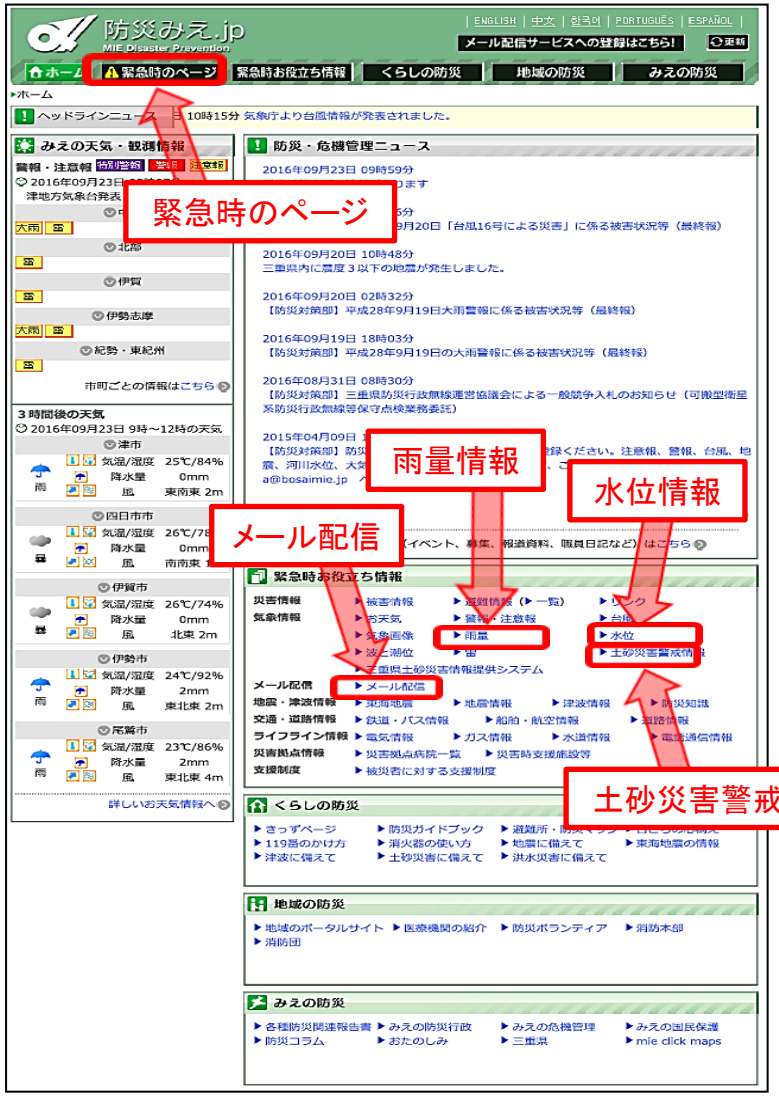

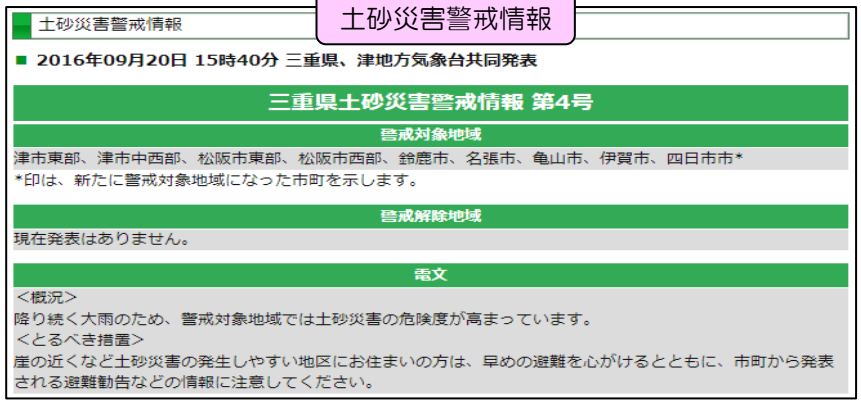

「防災みえ.jp」雨量・水位情報、メール配信

三重県

「防災みえ.jp」（パソコン、スマホ、携帯）で雨量・水位情報等を入手することができます。

雨量・水位情報

雨量や水位を選択すると下記のページが表示されますので、市町名または地図から見たい地域を選択します。

表示される一覧表

水位 ： 津地域の観測水位

| 観測雨量 | 観測水位 |

地図表示

■2016年11月25日 10時10分 更新

観 測 水 位

市町	水系	河川	観測所	水位(cm)	水防団待機水位(cm)	はん濫注意水位(cm)	避難判断水位(cm)	はん濫危険水位(cm)	川の防災情報
津市	田中川	田中川	久知野	119→	320	420	-	-	
津市	志登茂川	志登茂川	今井	18→	-	-	-	-	
津市	安濃川	安濃川	一色	25→	230	280	280	324	
津市	安濃川	安濃川	観音寺	148→	300	345	-	-	
津市	安濃川	穴倉川	南神山	25→	190	230	-	-	
津市	相川	相川	藤方	103→	218	270	383	437	
津市	安濃川	安濃川	下垣内	23→	-	-	-	-	
津市	雲出川	雲出川	元小西	(62)	192	282	282	282	
津市	雲出川	長野川	下稲葉	(23)	-	-	-	-	
津市	雲出川	榊原川	榊原	(3)	210	290	-	-	
津市	雲出川	雲出川	竹原	(-14)	209	239	-	-	
津市	雲出川	八手俣川	下之川	(-38)	195	250	-	-	

※上記は水位を示していますが、雨量も同様の方法で表示できます

メール配信

メール配信サービスでは、予め登録された方に携帯電話等に気象情報などを送信しています。a@bosaimie.jpに空メールを送信すると登録用のメールが届きます。そのＵＲＬにアクセスすることで登録処理が行えます。

《 メール配信の種類 》

①気象警報・注意報
②地震情報
③津波警報・注意報
④東海地震関連情報
⑤台風情報
⑥河川水位に関する情報
（県管理河川）
⑦大気汚染情報
⑧県からのお知らせ

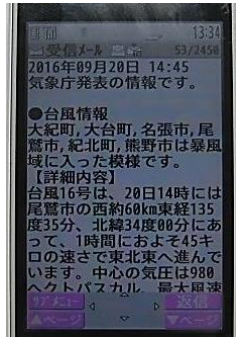

<防災みえ.jpＵＲＬ>

【PC】 http://www.bosaimie.jp/index.action
【mobile】 http://www.bosaimie.jp/mie/mobile

mobile版
QRコード

土砂災害危険箇所情報の入手方法

三重県

三重県 土砂災害情報提供システム　　http://www1.sabo.pref.mie.jp

土砂災害危険箇所情報の入手方法

三重県

三重県ホームページ

①こちらをクリック

防災みえ.jp　サイト

②こちらをクリック

手　順

①三重県のホームページから防災みえ.jpをクリック

↓

②防災みえ.jpのサイトから
三重県土砂災害情報提供システムをクリック

三重県　土砂災害情報提供システム

三重県

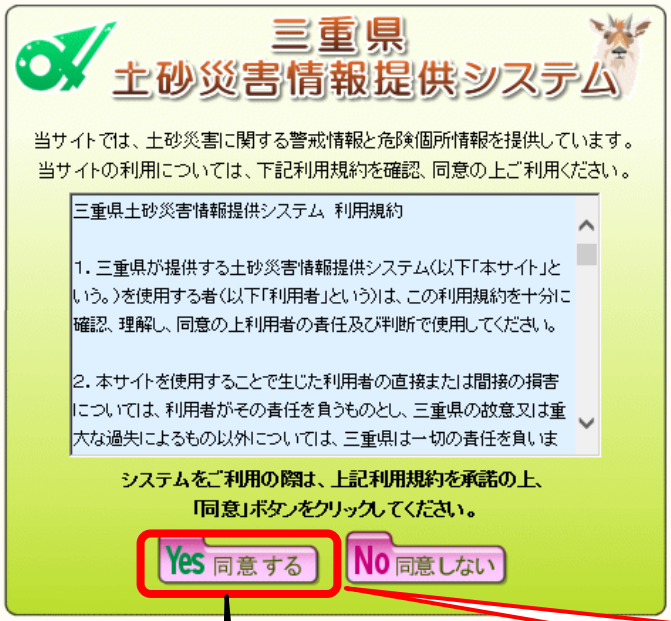

「同意する」をクリックすると
三重県土砂災害情報提供システムが閲覧できます。

三重県　土砂災害情報提供システム

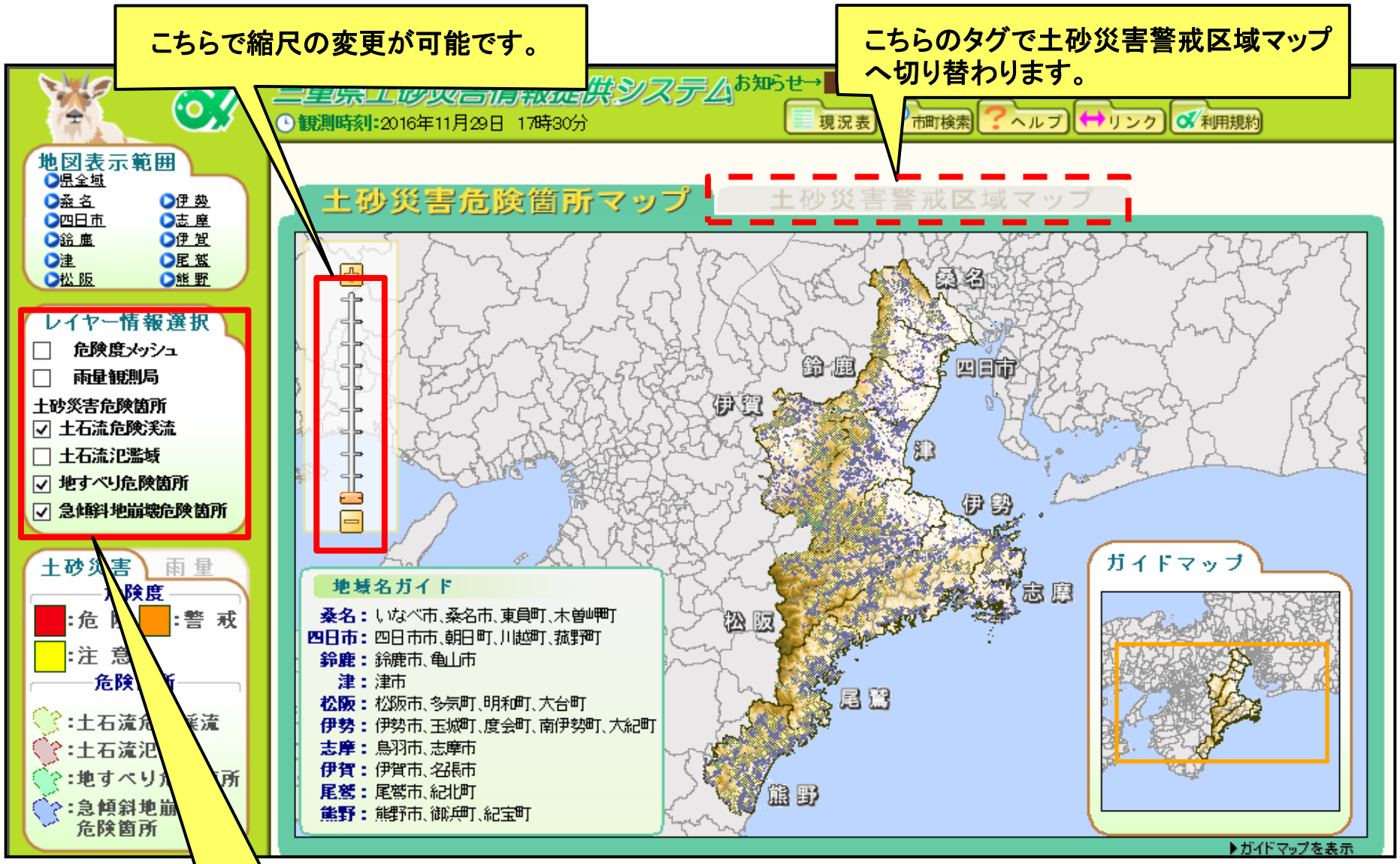

三重県　土砂災害情報提供システム

三重県

土砂災害危険箇所マップ

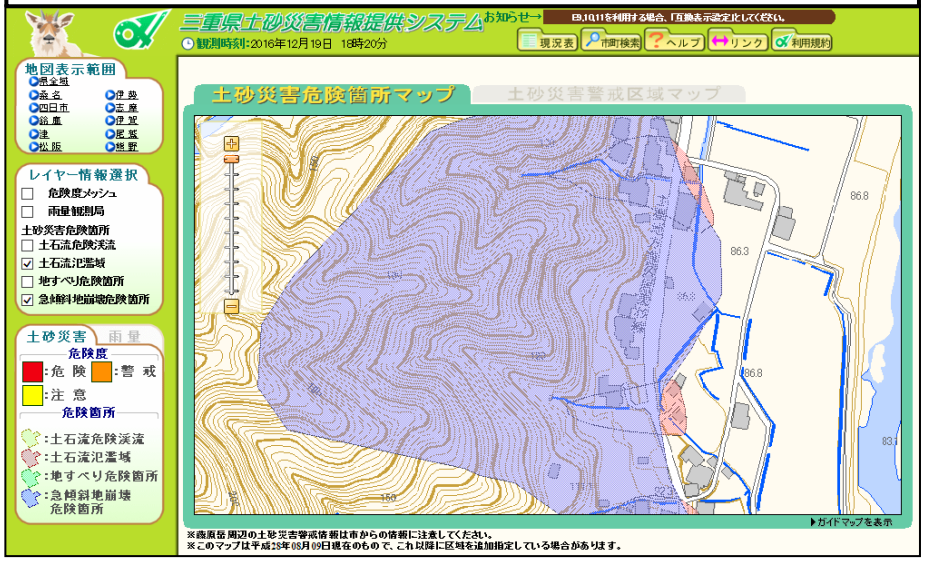

土砂災害警戒区域マップ

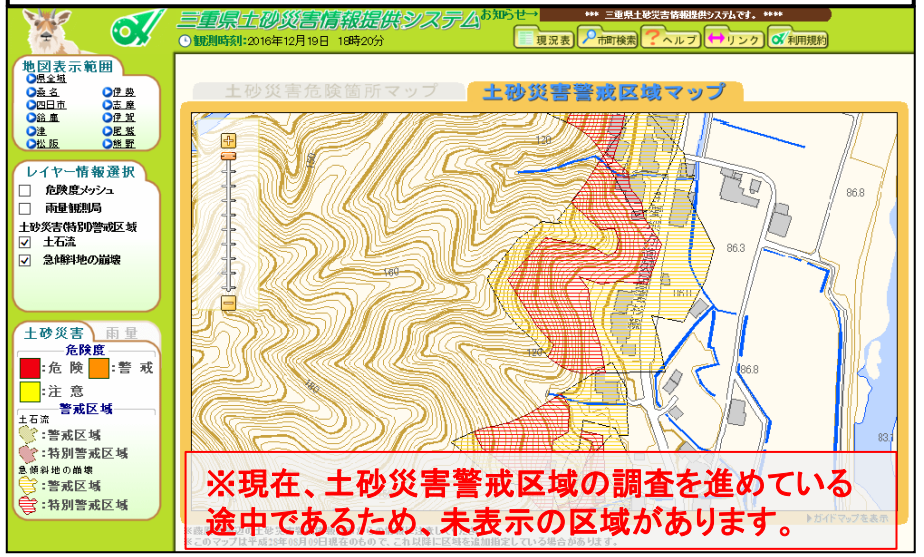

※現在、土砂災害警戒区域の調査を進めている途中であるため、未表示の区域があります。

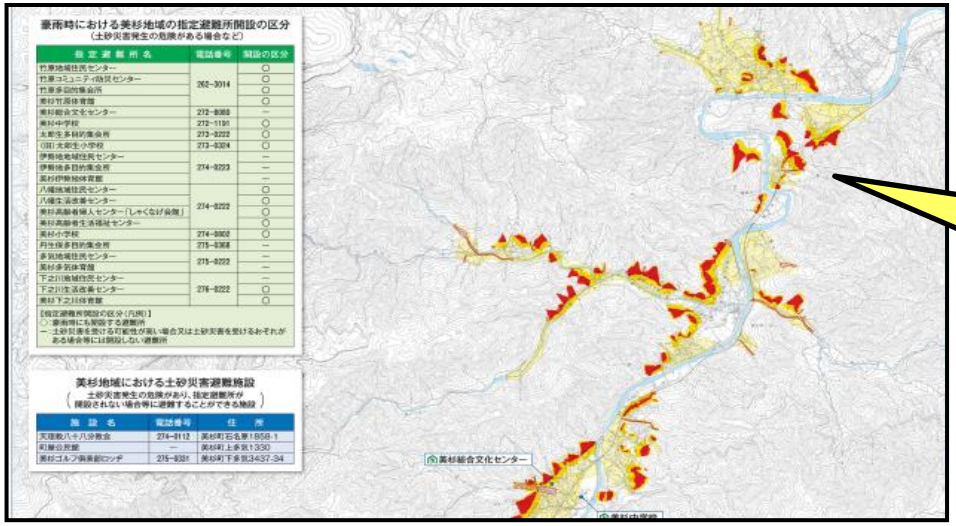

市町のハザードマップでも確認できます

土砂災害の危険な箇所か確認をお願いします。

３）避難確保計画等の作成について
①避難確保計画作成の手引き

避難確保計画とは

避難確保計画とは、水防法に基づき、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画です。

≪防災体制の記載例≫

	体制確立の判断時期	活動内容
注意体制	以下のいずれかに該当する場合 ・洪水注意報発表 ・○○川氾濫注意情報発表	・洪水予報等の情報収集
警戒体制	以下のいずれかに該当する場合 ・避難準備・高齢者等避難開始の発令 ・洪水警報発表 ・○○川氾濫警戒情報発表	・洪水予報等の情報収集 ・使用する資器材の準備 ・保護者への事前連絡 ・周辺住民への事前協力依頼 ・要配慮者の避難誘導
非常体制	以下のいずれかに該当する場合 ・避難勧告又は避難指示（緊急）の発令 ・○○川氾濫危険情報発表	・施設内全体の避難誘導

避難確保計画作成の手引き

国土交通省

国土交通省では、要配慮者利用施設における洪水時の避難確保計画の作成の参考とするため、避難確保計画作成の手引きをホームページで提供しています。

避難確保計画に定めるべき事項

一　洪水時等の防災体制
二　利用者の洪水時等の避難の誘導
三　洪水時等の避難の確保を図るための施設の整備
四　洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施
五　自衛水防組織を置く場合、次の事項
　イ　自衛水防組織が行う業務に係る活動要領
　ロ　自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練
　ハ　その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項
六　その他の事項

非常災害対策計画や消防計画等、災害に対処するための具体的な計画を定めている場合は、既存の計画に「洪水時等の避難確保計画」の項目を追加することでも良い。

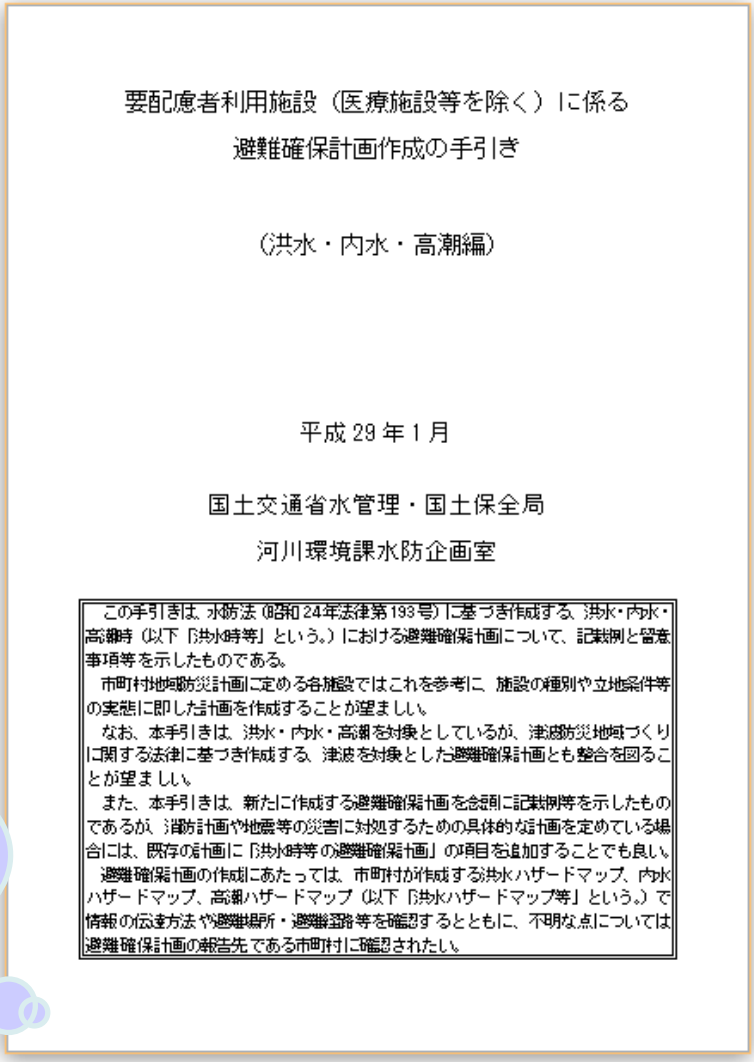

要配慮者利用施設（医療施設等を除く）に係る
避難確保計画作成の手引き

（洪水・内水・高潮編）

平成 29 年 1 月

国土交通省水管理・国土保全局
河川環境課水防企画室

この手引きは、水防法（昭和24年法律第193号）に基づき作成する、洪水・内水・高潮時（以下「洪水時等」という。）における避難確保計画について、記載例と留意事項等を示したものである。
市町村地域防災計画に定める各施設ではこれを参考に、施設の種別や立地条件等の実態に即した計画を作成することが望ましい。
なお、本手引きは、洪水・内水・高潮を対象としているが、津波防災地域づくりに関する法律に基づき作成する、津波を対象とした避難確保計画とも整合を図ることが望ましい。
また、本手引きは、新たに作成する避難確保計画を念頭に記載例等を示したものであるが、消防計画や地震等の災害に対処するための具体的な計画を定めている場合には、既存の計画に「洪水時等の避難確保計画」の項目を追加することでも良い。
避難確保計画の作成にあたっては、市町村が作成する洪水ハザードマップ、内水ハザードマップ、高潮ハザードマップ（以下「洪水ハザードマップ等」という。）で情報の伝達方法や避難場所・避難経路等を確認するとともに、不明な点については避難確保計画の報告先である市町村に確認されたい。

（平成29年1月改訂）

３）避難確保計画等の作成について
②土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設等管理者による避難計画の策定

要配慮者利用施設等管理者による避難計画の策定

［避難計画策定の留意事項］

①施設の立地条件と想定される土砂災害のリスクの確認

②情報の入手方法をその発信者に確認するとともに、受けた情報を伝達する相手及びその方法を定める

③施設職員の参集基準や役割分担等の防災体制

④施設内の垂直避難も含めた施設利用者ごとの避難場所・避難経路、避難方法を定めるとともに、避難先での場所を確保する

⑤避難誘導に関する責任者の明確化

⑥これらの計画を避難経路図等にわかりやすくまとめる

土砂災害警戒避難ガイドライン（国土交通省砂防部：平成27年4月改訂）
URL：http://www.mlit.go.jp/report/press/sabo01_hh_000016.html

避難計画の作成例

国土交通省

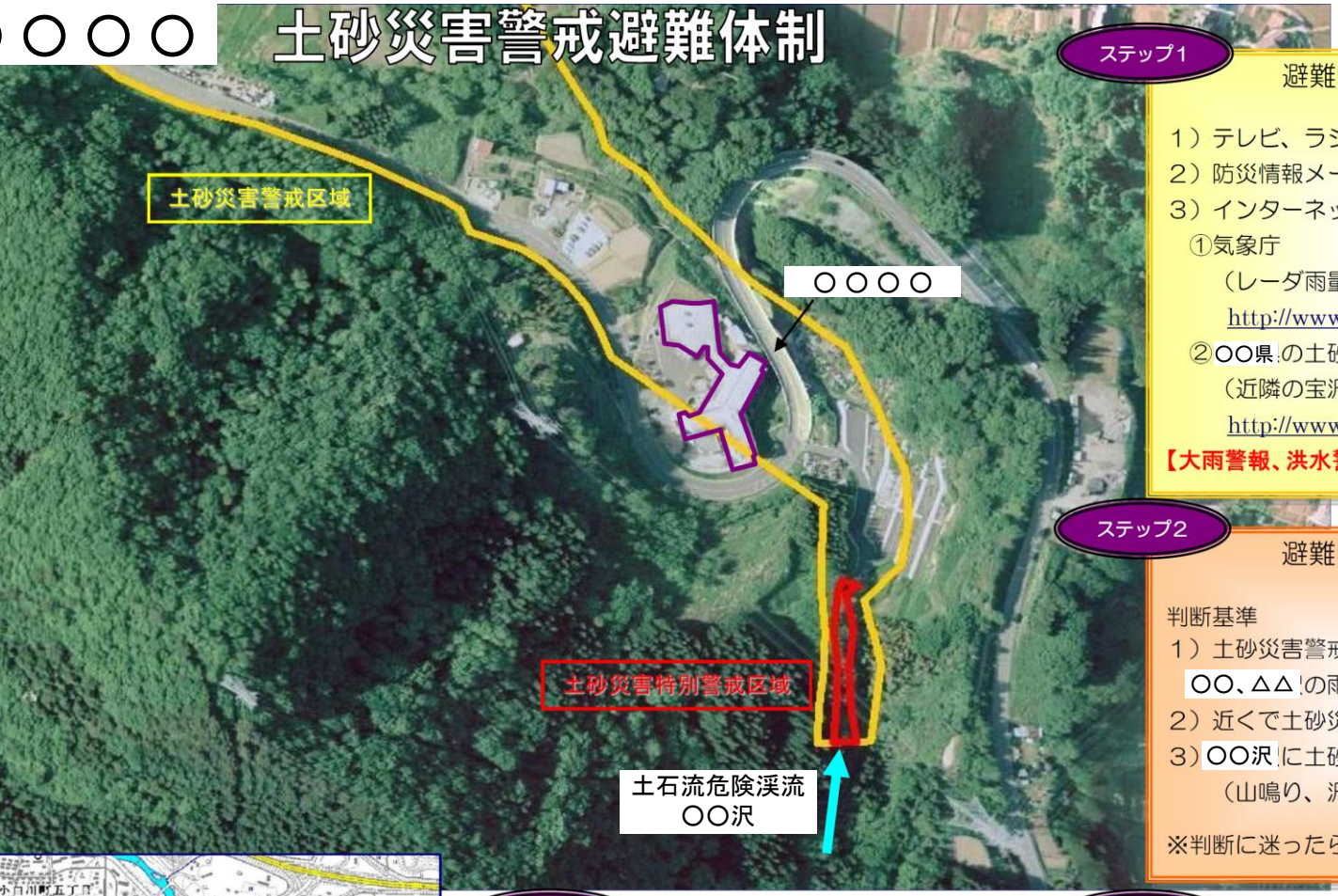

大雨時の対応

ステップ1

避難準備【気象情報の入手】

1）テレビ、ラジオ
2）防災情報メールからの情報の入手
3）インターネット
　①気象庁
　　（レーダ雨量、今後の降雨予測を確認）
　　http://www.jma-net.go.jp/○○○○○○/
　②○○県の土砂災害警戒情報
　　（近隣の宝沢雨量局の降雨状況を確認）
　　http://www.kasem.pref.○○○○○.jp/sabou/

【大雨警報、洪水警報、土砂災害警戒情報に注意！】

ステップ2

避難開始の判断

判断基準
1）土砂災害警戒情報が発表され、かつ、
　○○、△△の雨量局で大雨が観測されている。
2）近くで土砂災害が起きた。
3）○○沢に土砂災害の前兆現象が見られた。
　　（山鳴り、沢水の急激な濁りなど）

※判断に迷ったら、○○市、県、気象台に確認。

ステップ3

「避難開始」の
館内アナウンス

1階部分は土石流災害の危険があります。すみやかに2階以上に避難して下さい。

避難

ステップ4

「避難完了」の確認、報告

1）避難本部（ケアハウス2階）への報告
2）施設入居者の家族へ連絡
3）○○市（総務部防災安全課）への報告
　　XXX-XXXX（内XXXX）
4）避難解除の判断

３．国土交通省によるサポート体制

国土交通省によるサポート体制①

国土交通省

避難確保計画作成の手引きを以下のホームページで提供しています。
http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html

国土交通省によるサポート体制②

国土交通省

国土交通省の各河川事務所は、「災害情報普及支援室」に位置づけられています。
計画作成、訓練の実施等の技術的助言を行います。お問い合わせ下さい。
http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou-shien.html#05

ここをクリック願います。

中部地方整備局			
狩野川	沼津河川国道事務所	TEL:055-934-2009	災害情報普及支援室のページへ
安倍川、大井川	静岡河川事務所	TEL:054-273-9100	災害情報普及支援室のページへ
菊川、天竜川下流	浜松河川国道事務所	TEL:053-466-0116	災害情報普及支援室のページへ
天竜川上流	天竜川上流河川事務所	TEL:0265-81-6415	災害情報普及支援室のページへ
豊川、矢作川	豊橋河川事務所	TEL:0532-48-8107	災害情報普及支援室のページへ
庄内川	庄内川河川事務所	TEL:052-914-6711	災害情報普及支援室のページへ
木曽川上流、揖斐川上流、長良川上流	木曽川上流河川事務所	TEL:0594-24-5715	災害情報普及支援室のページへ
木曽川下流、揖斐川下流、長良川下流	木曽川下流河川事務所	TEL:058-251-4265	災害情報普及支援室のページへ
鈴鹿川、雲出川、櫛田川、宮川	三重河川国道事務所	TEL:059-229-2216	災害情報普及支援室のページへ

参考：水防法における位置づけ

避難確保計画の水防法上の位置付け

国土交通省

【水防法第15条1項四号ロ】
浸水想定区域内にある要配慮者利用施設で、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの
→市町村地域防災計画への名称、所在地の記載

市町が水防法による要配慮者利用施設を指定

【水防法第15条2項】
市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設
→施設所有者又は管理者への洪水予報等の伝達方法を定める

市町に河川情報の伝達義務

【水防法第15条の3　1項】
要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、以下の努力義務を負う
・避難確保計画の作成
・訓練の実施
・自衛水防組織の設置

施設に避難確保計画等の作成に係る努力義務

【水防法第15条の3　2項】
要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、以下の義務を負う
・避難確保計画を作成した場合、その市町村への報告
・自衛水防組織を設置した場合、構成員等の市町村への報告

施設に作成した計画及び自衛水防組織の構成員等の報告義務